

同一建物における共同生活援助と通所系サービスの事業についての取り扱い

同一建物における共同生活援助と通所系サービスの事業について、法令上不可とする根拠がなく、また、明確な基準、指針等もないことから、市として以下のとおり取り扱うものとする。

1 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）の遵守

(1) 共同生活援助

住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設または病院の敷地外にあること。

(2) 通所系サービス

複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、多機能型事業所とすること。

多機能型

指定生活介護，指定自立訓練（機能訓練）・（生活介護）
指定就労移行支援，指定就労継続支援A型，指定就労継続支援B型，指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援，
指定放課後等デイサービスの事業のうち，2つ以上の事業を一体的に行うことをいう。

2 函館市が独自に設ける条件

(1) 経営主体

長期間に渡って昼夜を問わず，1つの事業所内での生活を完結させる状態は，ノーマライゼーション，障害者の地域移行の方針に反すること。

また，社会とのつながりが断絶された状態は虐待等の恐れが増すことから，第1種社会福祉事業と同様に，自治体が許認可権を持ち，2年に1回の定期監査が行われる社会福祉法人のみとする。

(2) 建物の構造

ア それぞれの事業所が基準（設備）を満たしていること。

イ 共同生活援助事業所と通所系サービス事業所との間で，出入口，設備等，生活上相互に独立していること。

(3) 事業所の運営

ア それぞれの事業所が基準（人員・運営）を満たしていること。

イ 事業所の運営，経営が区分されていること。

(4) サービス利用

同一建物内のサービス利用については、事業者による利用者の囲い込みを防がなければならないが、利用者自らがサービスを選択するという、障害福祉施策の趣旨から、行政が利用制限をかけることは望ましいことではないことから、事業所に対し、下記の事項について指導する。

ア 利用者に対し、広く選択肢を提示すること。

イ 同一建物内のサービス利用にあたっては、利用者の障害の程度、希望等を十分検討し、その支援方法を個別支援計画に位置付けること。

(5) 地域交流の促進

地域住民等との交流を促進するため、利用者の過度の外出制限等を行わず、定期的に地域との交流機会の確保を図るための取り組みを行うこと。

平成28年9月8日

函館市保健福祉部指導監査課